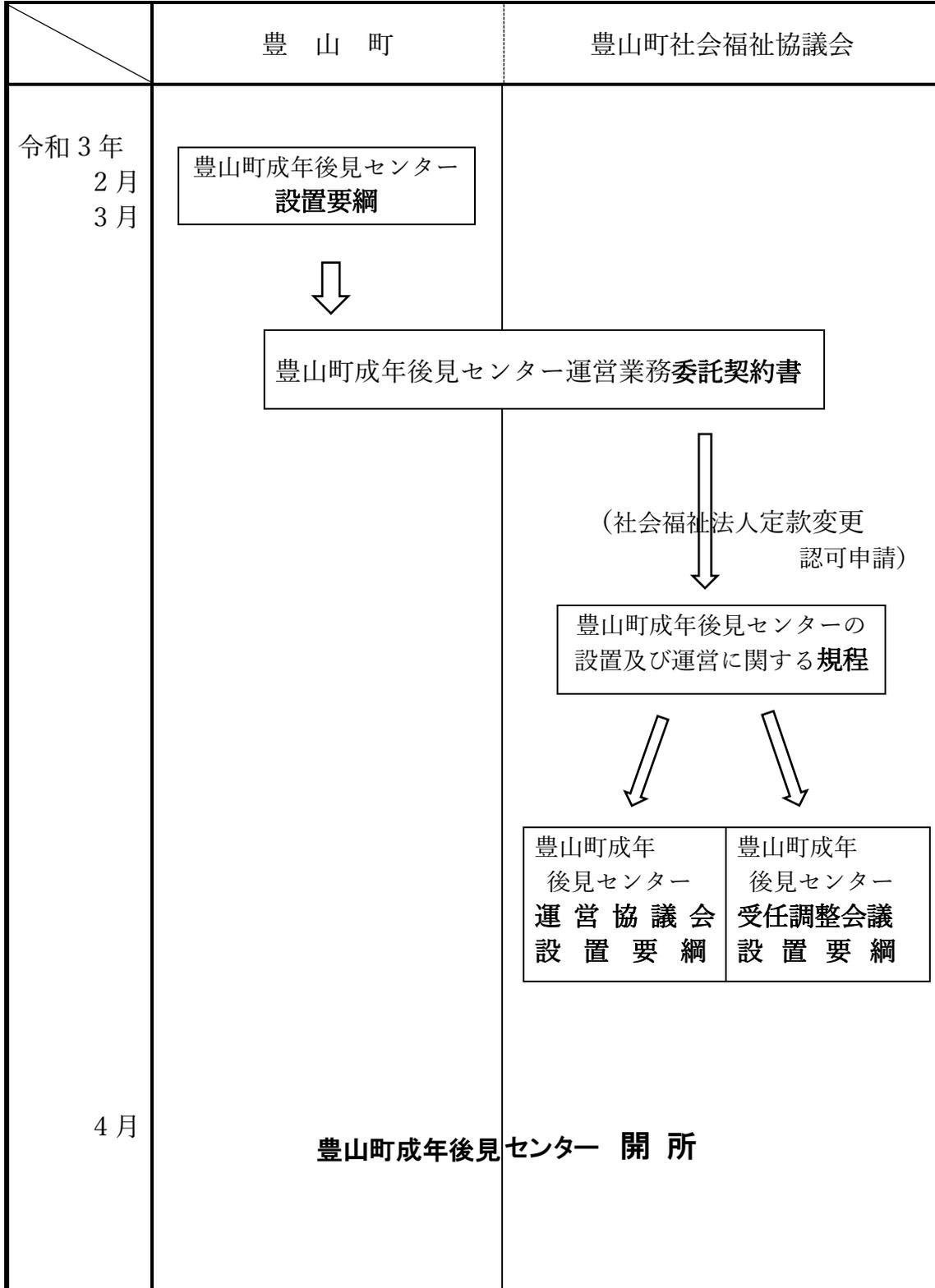


成年後見センターにかかる規程等及び委託契約書の概要（案）



◎ 『豊山町成年後見センター設置要綱』

- (1) 趣旨
 - ・成年後見制度の利用促進、必要な支援の提供及び円滑な運用を図ることを目的として設置する。
- (2) 実施主体
 - ・設置及び事業実施の主体は、豊山町とする。
 - ・事業の全部又は一部を、豊山町社会福祉協議会に委託する。
- (3) 事業内容
 - ・広報啓発
 - ・相談、支援手続き
 - ・関係機関等との連携
 - ・後見人等への支援
 - ・その他

なお、地域連携ネットワークの中核機関としての機能を果たす。
- (4) 利用者
 - ・豊山町に住所を有する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等並びにその配偶者及び4親等内の親族等であって、成年後見制度の利用を必要とする者
- (5) 運営協議会の設置
 - ・センターの公正で円滑な運営確保及び地域連携ネットワークの連携強化等のため、運営協議会を設置する。
- (6) 施行日
 - ・令和3年4月1日

◎ 『豊山町成年後見センター運營業務委託契約書』

- (1) 委託業務
豊山町成年後見センター設置要綱に掲げる業務
- (2) 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
更新すること可能（再更新も可能）
- (3) 委託料
〇〇〇〇円
各年度で精算する。
- (4) 遵守事項、禁止事項
個人情報取り扱い
権利侵害の防止
守秘義務
権利義務譲渡の禁止
再委託の禁止
- (5) 報告書の提出
事業報告書
事業決算書
事故報告書 等
- (6) その他
契約の解除
契約外条項の協議 等

豊山町社会福祉協議会

◎ 『豊山町成年後見センターの設置及び運営に関する規程』

(1) 趣旨

- ・豊山町からセンター事業を受託して運営する。

(2) 事業内容

- ・広報啓発
- ・相談、支援手続き
- ・関係機関等との連携
- ・後見人等への支援
- ・その他

(3) 利用者

- ・豊山町に住所を有する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等並びにその配偶者及び4親等内の親族等であって、成年後見制度の利用を必要とする者

(4) 設置場所

- ・総合福祉センターしいの木内

(5) 利用時間

- ・8時30分から17時15分まで

(6) 休業日

- ・土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始

(7) 運営協議会の設置及び運営

- ・センターの公正で円滑な運営確保及び地域連携ネットワークの連携強化等のため、運営協議会を設置運営する。

(8) 受任調整会議の設置及び運営

- ・相談への対応案及び後見人受任案等を検討するため、受任調整会議を設置運営する。

(9) 遵守事項

- ・個人情報の取り扱い
- ・権利侵害の防止
- ・守秘義務 等

(10) 施行日

- ・令和3年4月1日

○ 『豊山町成年後見センター 運営協議会設置要綱』

(1) 趣旨

センターの公正で円滑な運営確保及び地域連携ネットワークの連携強化等のため、運営協議会を設置運営する。

(2) 所掌事務

- ・センターで実施する事業の運営に関すること
- ・成年後見にかかる関係機関との連携に関すること
- ・その他センターの運営に関する重要な事項の検討に関すること

(3) 委員、任期

弁護士 社会福祉士
高齢者福祉関係団体代表 障害福祉関係団体代表
民生委員児童委員代表
行政代表 社会福祉協議会代表
任期：2年

(4) 会長、会議、報酬

(5) 施行日

令和3年4月1日

○ 『豊山町成年後見センター 受任調整会議設置要綱』

(1) 趣旨

相談への対応や後見人受任等にかかる業務を適切に実施するよう、受任調整会議を設置運営する。

(2) 所掌事務

- ・相談事例対応策の検討に関すること
- ・後見人等の受任調整に関すること
- ・その他成年後見制度の適用に関すること

(3) 委員、任期

弁護士 司法書士 社会福祉士
高齢者福祉関係団体職員 障害福祉関係団体職員
民生委員児童委員 行政職員
包括支援センター職員 社会福祉協議会職員
任期：2年

(4) 会長、会議、報酬

(5) 施行日

令和3年 月 日